

滋賀県流域治水に関する施策の実施状況（令和6年度実績）

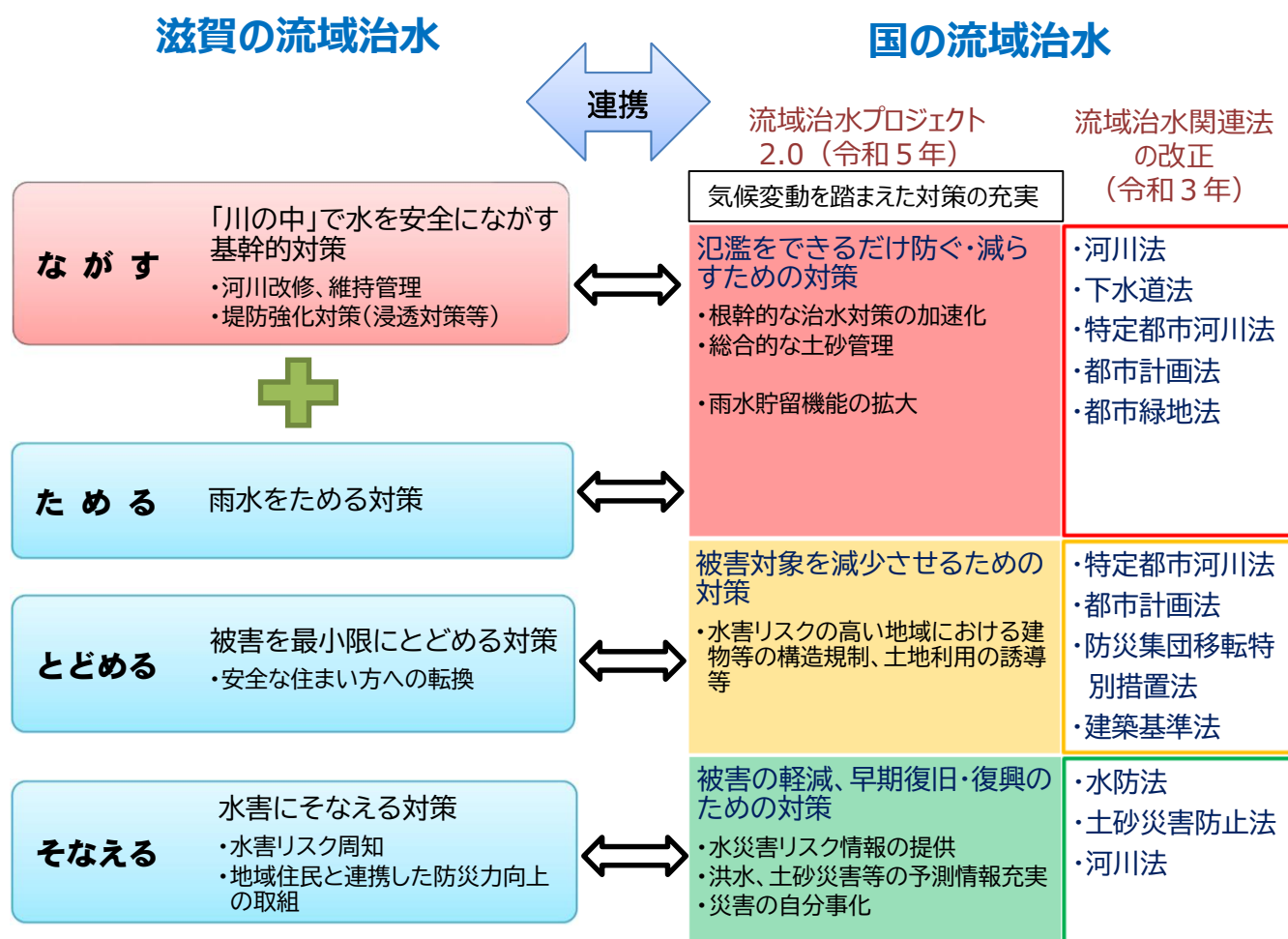
概要版

□滋賀県流域治水の推進に関する条例（抜粋）

（施策の実施状況の報告）

第38条 知事は、毎年度、流域治水に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

第1 概要



第2 施策の実施状況

1 基礎情報

◆想定浸水深の設定

1/10、1/100、1/200年確率の多段階リスクを想定
内水氾濫も考慮

H26.9.1 17市町で設定
H30.12.20 全市町で設定
R2.3.31 全市町で更新
⇒市町が配布するハザードマップに反映

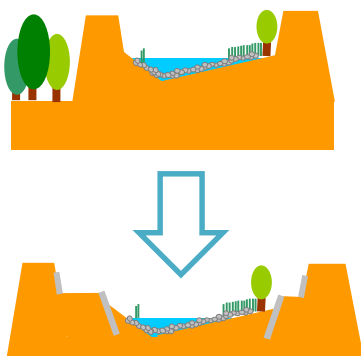
2 流域治水対策

(1) 「ながす」対策（「川の中」で水を安全にながす基幹的対策）

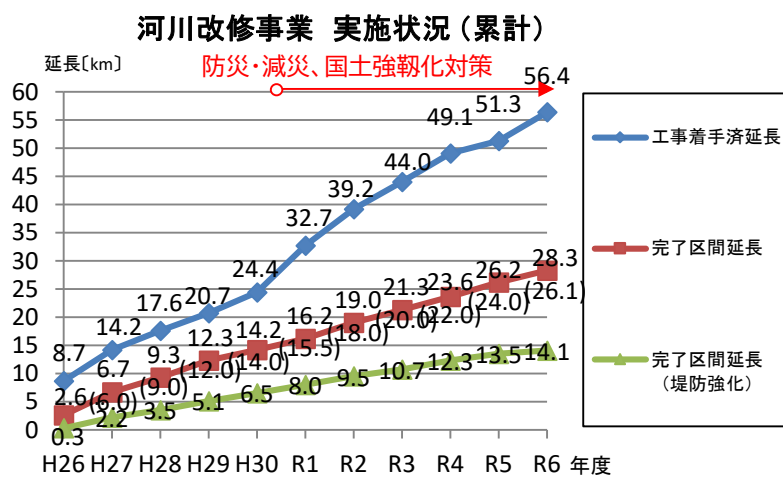
◆河川改修事業

- 「滋賀県河川整備5ヶ年計画」（第1期：H26～H30、第2期：R1～R5）に基づき実施
- 「滋賀県河川整備5か年プラン」（第3期：R6～R10）を公表
- 目標延長26.1kmに対して、28.3kmの延長を完了することができた。

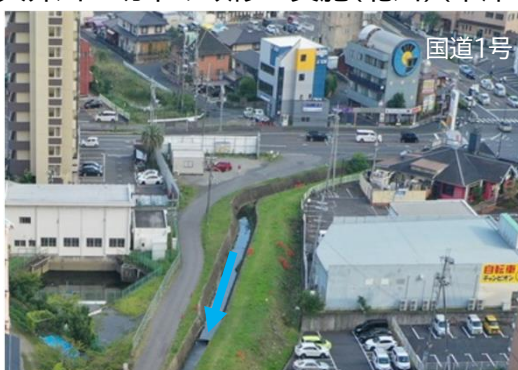
- ・流下能力の向上を図る対策
- ・堤防強化を図る対策



※天井川の切下げ改修のイメージ



■天井川の切下げ改修を実施（北川）（草津市矢倉二丁目地先ほか）



■流下能力向上のため、河道掘削、築堤護岸を実施（野洲川）（湖南市石部北五丁目地先）



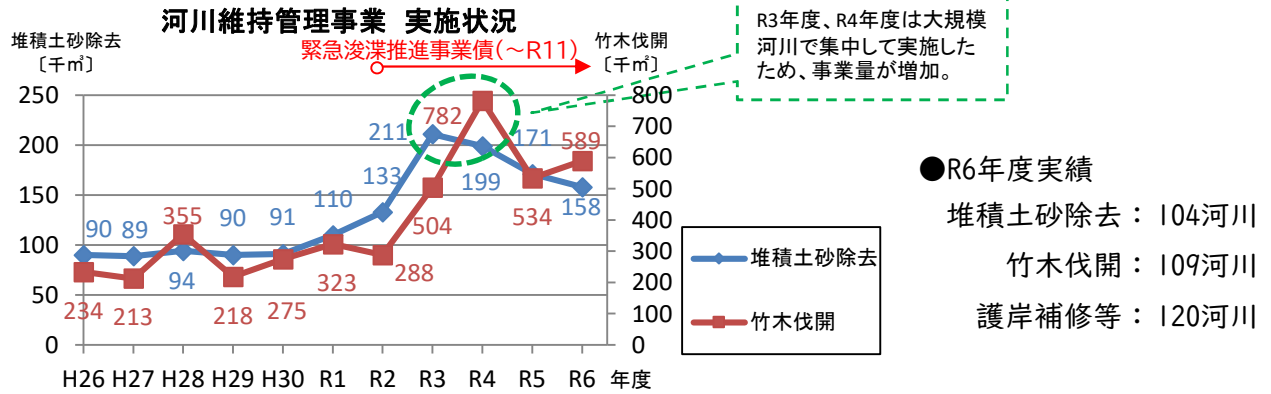
【課題】

- ・本県の河川整備率は約56%であり、未改修区間の整備を推進していく必要がある。
⇒「国土強靱化実施中期計画」、「大規模特定河川事業（個別補助）」を活用して、計画的に河川改修の進捗を図る。
- ・気候変動に伴う水害リスクの増大にも対応していく必要がある。
⇒気候変動の影響を検討した結果、降雨量増大の対応が必要な河川は県下に8河川ある。うち大戸川、芹川については気候変動に対応した計画に変更済み。現在、安曇川について検討を進めている。残り5河川（野洲川、日野川、姉川・高時川、天野川、石田川）についても、気候変動を踏まえた治水計画を検討した上で、必要に応じて河川整備計画を見直す。

◆河川維持管理事業

- 治水上緊急性の高い箇所から、堆積土砂除去、竹木伐開、護岸補修等を順次実施
- 特に、地先の安全度マップで想定浸水深が大きい区域において、重点的に実施
- 未然に水害を防ぐため、予防保全的に土砂を撤去する浚渫も積極的に実施
- 河川愛護活動事業により、地域住民の主体的な河川維持管理を支援

令和6年度実績 団体数：1,194団体 参加人数：81,944人 活動面積：1,015ha



【課題】

県内各地で、堆積土砂除去、竹木伐開の緊急性の高い箇所が多く存在する。
⇒令和11年度末まで延長された緊急浚渫推進事業債を活用しながら、河川維持管理事業を実施する。

(2) 「ためる」対策（雨水をためる対策）

◆環境に配慮した森林づくり

- 人工林等において、間伐等の森林整備を1,522ha実施
- 下層植生回復に関する調査研究等を実施

【課題】

長期にわたる林業生産活動の低迷、農山村地域における過疎化・高齢化の進行等により、適切な管理が行われない森林の増加が懸念される。

水源かん養等森林の多面的機能の持続的発揮に向けて、引き続き適正な森林の整備を推進するとともに、森林の下層植生に関するモニタリング等を継続し、科学的根拠に基づく指標設定や貯留効果の把握に向けた検討が必要である。



◆世代をつなぐ農村まると保全向上対策

- 農地法面の草刈り等に対する「**農地維持支払**」
⇒ 509組織（交付対象面積35,205ha）を対象に、地域共同活動を支援
- 水路等の軽微な補修等に対する「**資源向上支払**」
⇒ 443組織（交付対象面積33,442ha）を対象に、地域共同活動を支援



【課題】

農家の高齢化や集落の過疎化・混住化の進行等により、多面的機能の維持・発揮に必要な農地・農業用施設等を保全する地域共同活動が脆弱化している。多面的機能の一つである農地の雨水貯留浸透機能を今後も維持していくためには、活動組織の体制強化等による活動の永続化が必要である。また、水田が有する雨水の一時貯留効果をさらに高める田んぼダム等の取組を農家や地域住民等に普及啓発することも必要である。

(3) 「とどめる」対策（被害を最小限にとどめる対策）

浸水警戒区域の指定に向け、重点地区で「水害に強い地域づくり協議会住民ワーキング」において避難体制や安全な住まい方のルールについて地域住民と連携して検討

1地区において浸水警戒区域を指定（令和6年度末実績：累計21地区）

R7.3.18 甲賀市水口町三本柳地区において指定

【甲賀市水口町三本柳地区】

R7.1.17 ~ 区域指定の案の縦覧

↓
R7.1.31 甲賀市長意見照会

↓
R7.2.19 滋賀県流域治水推進審議会諮問

↓
R7.3.18 浸水警戒区域指定告示

三本柳地区



【課題】

引き続き、約50地区の重点地区のほか、非居住エリアの浸水警戒区域の指定を促進する方法を検討するなど、取組の工夫をしながら、「滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定に係る重点地区の取組方針」に基づき、迅速に区域指定ができるよう、計画的に取り組んでいく必要がある。

(4) 「そなえる」対策（水害にそなえる対策）

◆浸水リスクの高い地区における避難体制の整備

- 大津市石居地区ほか6地区において、避難計画を作成
- 令和7年3月に水害・土砂災害に強い地域づくり住民交流会を開催し、住民間で意見交換を実施

【課題】

引き続き、浸水リスクの高い地区において、市町と連携し、迅速に避難計画の作成を支援していく必要がある。

◆要配慮者利用施設に対する支援

- 庁内および市町への情報提供、意見交換を実施
- 避難確保計画が未作成の施設のうち、想定浸水深が0.5m

以上※の区域内にあるものを抽出し、市町へ情報提供

※各河川洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）および地先の安全度マップ（1/200年確率降雨）

【課題】

避難確保計画の作成率が高い市町における取組および多様な避難訓練の実施方法を県内で共有し、対象となる全ての要配慮者利用施設において避難確保計画が作成され、避難訓練が実施されるよう、支援を継続する必要がある。

◆調査研究の推進、教育訓練等

浸水に関する記録を収集し、啓発・伝承するための水害履歴調査を実施（5回）

自治会、学校等に対して、出前講座を実施（延べ33団体、約1,600人対象）

水害履歴調査 野洲市入町 調査結果の報告会
(令和6年5月)



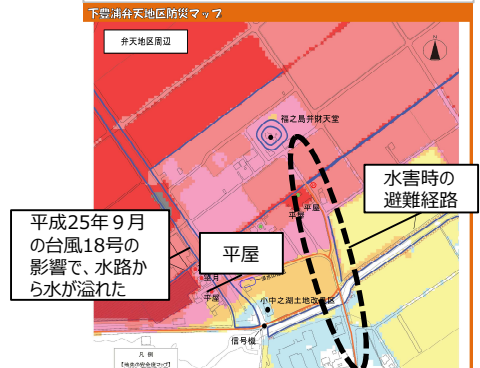
出前講座 甲賀市立雲井小学校 体験学習
(令和6年9月)



大津市石居地区 まちあるき
(地区内の水害、土砂災害リスクの確認)
(令和6年9月)



近江八幡市安土町下豊浦
弁天地区 防災マップ
(令和6年6月作成)



みずべのこ

◆水害に強い地域づくり協議会

県下各圏域において、浸水被害の回避または軽減のための必要な対策に関する事項等について協議

【課題】

水害に強い地域づくりを計画的に実施するため、市町と取組方針を共有し、地域の合意形成を十分図りながら、引き続き各地区での取組を効果的に進めていく必要がある。

圏域協議会： 7回
防災情報WG： 14回
住民WG： 78回

3 滋賀県流域治水推進審議会

- 滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく取組の検証について 2回審議

→検証の結果、骨子7項目から成る答申素案が完成

ながす対策（1項目） 中・上流部の暫定改修や遊水地整備等、総合的な治水対策

ためる対策（1項目） 科学的根拠に基づく指標設定や全庁一体で意思決定・推進する体制づくり

とどめる対策（4項目） 浸水警戒区域における支援制度改善、非居住エリアでの同区域指定促進、

要配慮者利用施設の建築条件見直し等、貯留機能を有する農地等の効果把握と活用・支援

そなえる対策（1項目） 要配慮者の避難体制強化や、「水辺に親しむ活動」を通じた防災教育の拡充

- 甲賀市水口町三本柳地区における浸水警戒区域指定について 1回審議